

独立行政法人国立美術館情報公開取扱規則

平成 14 年 9 月 27 日

[平成 14 年国立美術館規則第 8 号]

[一部改正：平成 18 年 3 月 31 日改正 国立美術館規則第 9 号]

[一部改正：平成 18 年 6 月 30 日改正 国立美術館規則第 44 号]

[一部改正：平成 19 年 11 月 8 日改正]

[一部改正：平成 23 年 11 月 30 日改正 国立美術館規則第 13 号]

[一部改正：平成 26 年 12 月 25 日改正 国立美術館規則第 14 号]

[一部改正：平成 30 年 3 月 26 日改正 国立美術館規則第 23 号]

[一部改正：令和 3 年 3 月 26 日改正 国立美術館規則第 4 号]

[一部改正：令和 5 年 3 月 28 日改正 国立美術館規則第 11 号]

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又はこれに基づく特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する法人文書をいう。

2 この規則において「各館」とは、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館をいう。

(情報公開委員会)

第 3 条 国立美術館に、情報公開の円滑な実施に関する事項等を審議するため、国立美術館情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 開示・不開示の審査基準に関すること。
- 二 法人文書の開示・不開示に関すること。
- 三 開示実施手数料の減額又は免除に関すること。
- 四 異議申立てに関すること。
- 五 訴訟に関すること。
- 六 その他情報公開の円滑な実施に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 事務局長、事務局次長
- 二 国立アートリサーチセンター副センター長
- 三 各館の副館長
- 四 各館の総務課長

五 研究職俸給表の適用を受ける課長のうち 1 名

4 前項第五号に掲げる委員は、国立美術館理事長（以下「理事長」という。）が任命する。

5 理事長は委員のうちから委員長を指名する。

6 委員長は委員会を招集し、会務を総括する。

- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 8 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。
- 9 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 10 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。
- 11 第3項第五号に掲げる委員の任期は2年とする。
- 12 委員会の庶務は事務局総務企画課で処理する。
- 13 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(情報公開の窓口)

- 第4条 事務局及び各館に、情報公開窓口を置く。
- 2 情報公開窓口は、国立美術館法人文書管理規則(平成23年国立美術館規則第9号)第3条第2項第1号に規定する国立美術館法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供等に当たるものとする。
 - 3 事務局に置かれる窓口は前項に掲げる業務のほか、国立美術館が保有する法人文書の開示請求に関する事務(次条第3項及び第4項の事務で各館の情報公開窓口が行うものを除く。)を処理するとともに、国立美術館への開示請求の事務処理に関する総括を行う。

(開示請求の受付等)

- 第5条 国立美術館が保有する法人文書の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、情報公開窓口に法人文書開示請求書(別紙様式第1号。以下「開示請求書」という。)を提出するものとする。
- 2 前項の規定により開示の請求があったときは、国立美術館会計規則(平成13年国立美術館規則第49号)及び国立美術館予算・決算及び出納事務取扱規則(平成13年国立美術館規則第51号。第11条第4項及び第12条第4項において「国立美術館会計規則」という。)の定めるところにより、第12条に定める開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)を徴収するものとする。
 - 3 情報公開窓口は、第1項の開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に対して参考となる情報等を提供し、その補正を求めることができる。
 - 4 情報公開窓口は開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部を交付するものとする。
 - 5 開示請求書を受理したときは、理事長は請求のあった法人文書を保有する国立アトリサーチセンター長(以下「センター長」という。)又は各館館長に開示請求書の写しを送付し、法人文書の特定を行わせるものとする。

(開示等の決定)

- 第6条 国立美術館は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求のあった日から30日以内に法人文書の開示(部分開示を含む。)又は不開示(以下「開示等」という。)を決定し、法人文書開示決定通知書(別紙様式第2-1号)、法人文書部分開示決定通知書(別紙様式第2-2号)又は法人文書不開示決定通知書(別紙様式第2-3号)により当該開示請求者に通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず国立美術館は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、法人文書開示決定延期通知書(別紙様

式第3号)により当該開示請求者に通知するものとする。

- 3 理事長は、別に定める開示・不開示の審査基準に基づき開示等の決定を行うに当たっては、当該法人文書を保有するセンター長又は各館館長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

(開示等の決定の延期の特例)

- 第7条 国立美術館は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうち相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、法人文書開示決定特例延期通知書(別紙様式第4号)により当該開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

- 第8条 国立美術館は、法第12条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するときは、法人文書の開示請求に関する事案の移送通知書(別紙様式第5号)により当該開示請求者に通知するものとする。

(行政機関の長への事案の移送)

- 第9条 前条の規定は、法第13条第1項の規定により事案を行政機関の長に移送する場合に準用する。

(第三者に対する意見の聴取等)

- 第10条 国立美術館は、法第14条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、第三者に係る法人文書の開示請求に関する通知書(別紙様式第6-1号又は別紙様式第6-2号)に法人文書の開示に関する意見書(別紙様式第6-3号)を添付の上、当該第三者に通知するものとする。

- 2 国立美術館は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、第三者に係る法人文書開示決定通知書(別紙様式第7号)により当該第三者に通知するものとする。

(開示の実施)

- 第11条 開示の実施の方法は、別表に定めるところによる。

- 2 第6条第1項の規定により法人文書の開示の決定を受けた者(以下「開示決定者」という。)は、開示の実施方法等の申出書(別紙様式第8号)を国立美術館に提出しなければならない。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号。以下「施行令」という。)第8条第2項に該当する場合は、当該申出書の提出は要しない。

- 3 国立美術館は、法第15条第5項の規定により開示決定者から、更なる開示の申出書(別紙様式第9号)が提出されたときは、開示決定者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- 4 第1項及び前項の規定により開示を実施するときは、国立美術館会計規則の定めるところにより、第12条に定める開示実施手数料を徴収するものとする。

- 5 法人文書の開示は、原則として情報公開窓口において実施するものとする。

- 6 開示決定者が法人文書の写しの送付により開示の実施を希望する場合は、情報公開窓口において法人文書の写しを送付するものとする。この場合において、送付に要する費用を現金又は郵便切手で徴収するものとする。

(手数料の額等)

第12条 手数料等の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
- 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別、中欄に掲げる開示の実施の方法ごとに、別表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって、既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に、先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
 - 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金若しくは国立美術館が指定する銀行口座への振込により納付しなければならない。
- 4 前項に掲げる開示請求手数料又は開示実施手数料が現金により納付された場合は、国立美術館会計規則に定める領収証書を交付するものとする。

（開示実施手数料の減額等）

- 第13条 国立美術館は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第11条第2項又は第3項の規定による申出を行う際に、併せて開示実施手数料減額・免除申請書（別紙様式第10号）を国立美術館に提出するものとする。
 - 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付するものとする。
 - 4 理事長は、第2項の申請があった場合は、必要に応じ委員会に諮問するものとする。
 - 5 国立美術館は、第2項の申請に基づき開示実施手数料を減額又は免除等を決定したときは、開示実施手数料減額・免除決定通知書（別紙様式第11-1号）又は開示実施手数料減額・免除非該当決定通知書（別紙様式第11-2号）により、当該開示決定者に通知するものとする。
 - 6 第1項の規定によるもののほか、国立美術館は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適當であると認めるときは、当該開

示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。この場合において当該減額又は免除の旨を法人文書開示決定通知書に記載するものとする。

- 7 前項後段の規定による通知を行ったときは、第5項に規定する開示実施手数料減額・免除決定通知書は、当該法人文書開示決定通知書で代えるものとする。

(移送された事案)

第14条 法第12条第2項の規定により他の独立行政法人等の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第6条、第7条及び第10条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(審査請求)

第15条 理事長は、法第18条第1項に基づく審査請求を受けたときは、委員会の意見を求めるものとする。

- 2 国立美術館は、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、情報公開・個人情報保護審査会の定める規則に基づき行う。
- 3 前項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知書（別紙様式第13号）により、法第19条第2項各号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 国立美術館は審査請求に対する決定をしたときは、審査請求に対する決定通知書（別紙様式第14号）により審査請求をした者に通知するものとする。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年8月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月8日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年11月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行する。

別紙様式第1号（第5条第1項関係）

年　月　日

法人文書開示請求書

独立行政法人国立美術館理事長 殿

氏名又は名称（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）
ふりがな

住所又は居所（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地）
〒

連絡先（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）
TEL () —

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

請求する法人文書の名称又は知りたい内容等 〔請求に係る法人文書が特定できるよう、できるだけ具体的に記入してください。〕	
求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。) 〔ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な内容についても記載してください。〕	ア 情報公開窓口における開示の実施を希望する。 〔実施場所〕 1 事務局（東京国立近代美術館）, 2 京都国立近代美術館, 3 国立映画アーカイブ, 4 国立西洋美術館, 5 国立国際美術館, 6 国立新美術館 〔実施の方法〕 1 閲覧, 2 写しの交付, 3 その他() 〔実施の希望日〕 年 月 日 () 時 分 年 月 日 () 時 分 イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	納付の方法（詳細は、裏面をご覧ください。） 1 指定銀行口座への振込による納付 指定銀行口座に振込により納付し、その領収証書を添付してください。 2 現金で開示を実施する情報公開窓口に直接納付
---------------------	---

(*以下法人記載欄)

受理年月日	年　月　日	受付担当	
決定期限	年　月　日	整理番号	

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

3 「請求する法人文書の名称又は知りたい内容等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、情報公開窓口において開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施方法等については、開示決定後に提出いただく「開示の実施方法の申出書」により申し出ることができます。

<開示請求手数料の納付について>

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円を納付していただくこととなっています。

納付の方法は、次の2通りあります。

(1) 指定銀行口座への振込により納付し、その領収証書をこの請求書に添付して提出する。

(2) 現金により開示を実施する情報公開窓口で直接納付する。

独法美総第 号
年 月 日

法人文書開示決定通知書

様

独立行政法人国立美術館理事長

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

開示する法人文書の名称	
不開示とした部分とその理由	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求することができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

開示の実施方法等		＊裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。	
法人文書の種類 ・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
情報公開窓口において開示を実施できる日時及び場所 別添の「開示の実施方法の申出書」には、これらの日のうちから希望する日を選択してください。		(1) 年 月 日 () 時 分 (2) 年 月 日 () 時 分 (3) 年 月 日 () 時 分 場所： 住所：	
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用の額		準備に要する日数 送付に要する費用の額	日間 円

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

<説明事項>

1 「開示の実施方法等」の選択について

開示の実施方法等については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「開示の実施方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から 30 日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、「情報公開窓口において開示を実施できる日時及び場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、表面＊印に記載の連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「開示の実施方法の申出書」は、開示を受ける希望日の 2 週間前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

（例）150 頁ある法人文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円 → 基本額 1,500 円 → 手数料は 1,200 円

150 頁ある法人文書のうち 100 頁を閲覧し、20 頁について写しの交付を受ける場合（残りの 30 頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 200 円 = 計 300 円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料の納付の方法は、次の 2 通りあります。

ア 開示実施日までに指定銀行口座に振込により納付する。

この場合、領収証書を、①開示実施日に持参するか、②「法人文書の開示の実施方法等申出書」を提出の際に同封してください。

イ 開示実施日に現金で開示を実施する情報公開窓口に直接納付する。

3 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、独立行政法人国立美術館に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

情報公開窓口における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、開示を実施する情報公開窓口に来られる際に本通知書を必ずご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本様式に記載した担当までお問い合わせください。

独法美総第 号
年 月 日

法人文書不開示決定通知書

様

独立行政法人国立美術館理事長

年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

不開示決定した法人文書の名称	
不開示とした理由	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求することができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

別紙様式第3号（第6条第2項関係）

独法美総第 号
年 月 日

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

独立行政法人国立美術館理事長

年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づ
き、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求のあった法人 文書の名称	
延長後の期間	年 月 日
延長の理由	

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・
担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

別紙様式第4号（第7条関係）

独法美総第 号
年 月 日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

様
独立行政法人国立美術館理事長

年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

開示請求のあった法人文書の名称等	
法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	
開示決定等する期限	月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。 年 月 日

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

別紙様式第5号（第8条及び第9条関係）

独法美総第 号
年 月 日

開示請求に係る事案の移送について（通知）

様
独立行政法人国立美術館理事長

年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項又は法律第13条第1項の規定に基づき、通知します。

開示請求に係る法人文書（行政文書）名	
移送年月日	年 月 日
移送先の独立行政法人等又は行政機関の長	独立行政法人等又は行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：() —
移送の理由	
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等又は行政機関の長が行うこととなります。

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

別紙様式第6-1号（第10条第1項関係）

独法美総第 号
年 月 日

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

様
独立行政法人国立美術館理事長

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されております下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつきご意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求のあった法人文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	独立行政法人国立美術館事務局 住所：〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1 (電話番号：03-3214-)
意見書の提出期限	年 月 日

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

独法美総第 号
年 月 日

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

様
独立行政法人国立美術館理事長

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されております下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、開示決定を行いたいと考えております。

つきましては、同法第14条第2項に基づき、ご意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについてご意見がある場合は、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願ひいたします。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求のあった法人文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由	
上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	独立行政法人国立美術館事務局 住所：〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1 (電話番号：03-3214-)
意見書の提出期限	年 月 日

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

年　月　日

法人文書の開示に関する意見書

独立行政法人国立美術館理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号（　　）―――

年　月　日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

照会のあった法人文書の名称	
意見	<p>1 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無</p> <p>2 支障（不利益）の具体的な内容</p>

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL：　　）にご連絡ください。

別紙様式第7号（第10条第2項関係）

独法美総第 号
年 月 日

法人文書の開示決定について（通知）

様

独立行政法人国立美術館理事長

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

開示決定した法人文書の名称	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
法人文書の開示の年月日	年 月 日

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求することができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

年 月 日

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人国立美術館理事長 殿

氏名又は名称（ふりがな）

住所又は居所〒

連絡先電話番号（ ）-

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

法人文書開示決定通知書 の番号等	日付 文書番号		
求める開示の実施の方法 下表から実施の方法を選択し、該当するものに○を付してください。			
法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
	1 閲覧	①全部 ②一部（ ）	
	2 写しの交付	①全部 ②一部（ ）	
		①全部 ②一部（ ）	
開示の実施を希望する日	年 月 日（ ） 時 分		
「写しの送付」の希望の有無	有：同封する郵便切手の額 円 無		

(*以下法人記載欄)

開示実施手数料 円	(窓口確認印)	(収納確認印)	(受付印)
--------------	---------	---------	-------

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

年　月　日

法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人国立美術館理事長 殿

氏名又は名称（ふりがな）

住所又は居所 〒

連絡先電話番号（　　　　）　　—

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

更なる開示を求める法人文書の名称	
開示決定通知書の日付及び文書番号	年　月　日付け 第　号
最初に開示を受けた日	
更なる開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。) ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な内容についても記載してください。	ア　情報公開窓口における開示の実施を希望する。 ＜実施の希望日＞　年　月　日（　）　時　分 イ　写しの送付を希望する。

* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

（＊以下法人記載欄）

開示実施手数料	(窓口確認印)	(収納確認印)	(受付印)
---------	---------	---------	-------

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL：　　　　）にご連絡ください。

年　月　日

開示実施手数料の減額（免除）申請書

独立行政法人国立美術館理事長 殿

氏名又は名称（ふりがな）

住所又は居所 〒

連絡先電話番号（　　　　）――――――

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

開示決定のあった 法人文書の名称	(開示決定通知書の日付・番号：)
減額又は免除を求 める額 (ただし、2,000円 を限度とする)	円
減額又は免除を求 める理由	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第　号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。 (2) その他

（注）(1)又は(2)のいずれかに○印を付してください。

* 1 (1)に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

(2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

* 2 この申請書は、開示の実施方法の申出書と併せて提出してください。

* 3 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL：　　　　）にご連絡ください。

別紙様式第11-1号（第13条第5項関係）

独法美総第 号
年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

様

独立行政法人国立美術館理事長

年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法	法人文書の名称：
	開示の実施方法：
開示実施手数料を減額（免除）する額	円

* 1 決定内容が、「全額免除」の場合以外は、(1)指定銀行口座に振込みにより納付し、その領収証書を開示実施日に持参又は事前に送付するか、(2)開示実施日に開示を実施する情報公開窓口で現金により納付願います。

* 2 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

独法美総第 号
年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）について

様

独立行政法人国立美術館理事長

年 月 日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由
に該当しませんので通知します。

対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法	法人文書の名称：
	開示の実施方法：
減額（免除）を求める開示実施手数料の額	円
減額（免除）が認められない理由等	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人国立美術館に対し審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求することができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、独立行政法人国立美術館を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

*1 開示の実施を受ける場合には、開示実施手数料の納付が必要となります。

*2 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

別紙様式第12号 削除

別紙様式第13号（第15条第3項関係）

独法美総第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

様
独立行政法人国立美術館理事長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、第19条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので同法同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る法人文書の名称	
審査請求に係る開示決定等	年 月 日
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諒問 号

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

独法美総第 号
年 月 日

審査請求に対する決定通知書

様

独立行政法人国立美術館理事長

独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する審査請求について、次のとおり決定しましたので、通知します。

審査請求のあった法人文書の名称	
審査請求に対する決定	
審査請求に対する決定の理由	

* 不明な点がある場合には、独立行政法人国立美術館（事務局担当課室・係・担当者名等、TEL： ）にご連絡ください。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	百枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付 (A3版以下の大きさのものに限る)	用紙1枚につき10円
	ニ 複写機によりカラーで複写したものの交付 (A3版以下の大きさのものに限る)	用紙1枚につき20円
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき300円
	ハ 用紙に印刷したものの交付 (A3版以下の大きさのものに限る)	用紙1枚につき80円(A3判については140円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド（9の項に該当するものを除く）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ VHS方式ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円

	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ VHS方式ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円, 35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円, 35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(第9条 第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ VHS方式ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ、項ニ、2の項ハ又は7の項ハ、項ニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		